

☆加茂支部からお知らせ

1月11日(水) 午後1時半～午後3時
1月25日(水) 午後1時半～午後3時
事務局員が事務所におります。

新商連共済会

「このかど健康をめぐる物語交流会」に参加して

12月1～12 ANAクラウンパレスホテル

高口 勉

三条民商から5名で参加しました。

最初に「食と健康、食べ物が劣化する日本」と題して、安田 節子先生の講演がありました。

現在の農薬を多量に使う農業の危険性を指摘し、今後の課題は地産地消を基本に、有機農業を進めることが日本の生き残る道だと締めくくりました。

農家の方と話をしましたが「無農薬で全部出来れば良いけれど、時間や手間、もうもろを考えると難しい」ところではあるとの感想をもらいました。日本は、農薬使用量の規定数値が諸外国に比べると、とても緩く、また、市販されている食品や、ペットボトルのお茶などの残留農薬の数値も高いらしいです。

細かいところを気にし過ぎてしまふとキリがなく、食べるものがなくなってしまうと思いました。

その後、活動報告と今後の運動の提起で終わり。

懇親会では、他の民商と親睦を深めました。

記帳の仕事

とき：12月14日(土)午前9時～



とくに…民商事務所

「日常的な自主計算活動」会員さんへ

全商連発行の自主計算パンフレット2020年版

が出来てきました。パンフレットの前半は景気や税金をめぐる情勢が詳しく載っています。

後半は所得税の計算の仕方を始め消費税や市民税について、また、税務調査や徴収・滞納処分から身を守る対策など内容豊富。新聞ルートで配布します。

☆配偶者特別控除の控除額が引き上げ

配偶者特別控除では今まで収入が103万円までは38万円控除で103万円を超えると段階的に控除額が下がっていましたが昨年度の改正で、所得控除額38万円の対象となる配偶者の年収の上限が103万円から150万円に引き上げられました。配偶者がパートなどで働いている場合は注意が必要です。

☆給与所得者の配偶者控除等申告書の改正

今までの「給与所得者の配偶者特別控除申告書」が「給

与所得者の配偶者控除等申告書」に改められました。

☆源泉所得税の納期規制

「納期の特例」の承認を受けている会社や個人が、7月から12月までの間に支払った給与等の源泉所得税の納付期限は翌年1月20日になつています。

三条民主工会
三条市奥野2-16-29
TEL32-2710
FAX32-2718
2019年12月9日
2398回